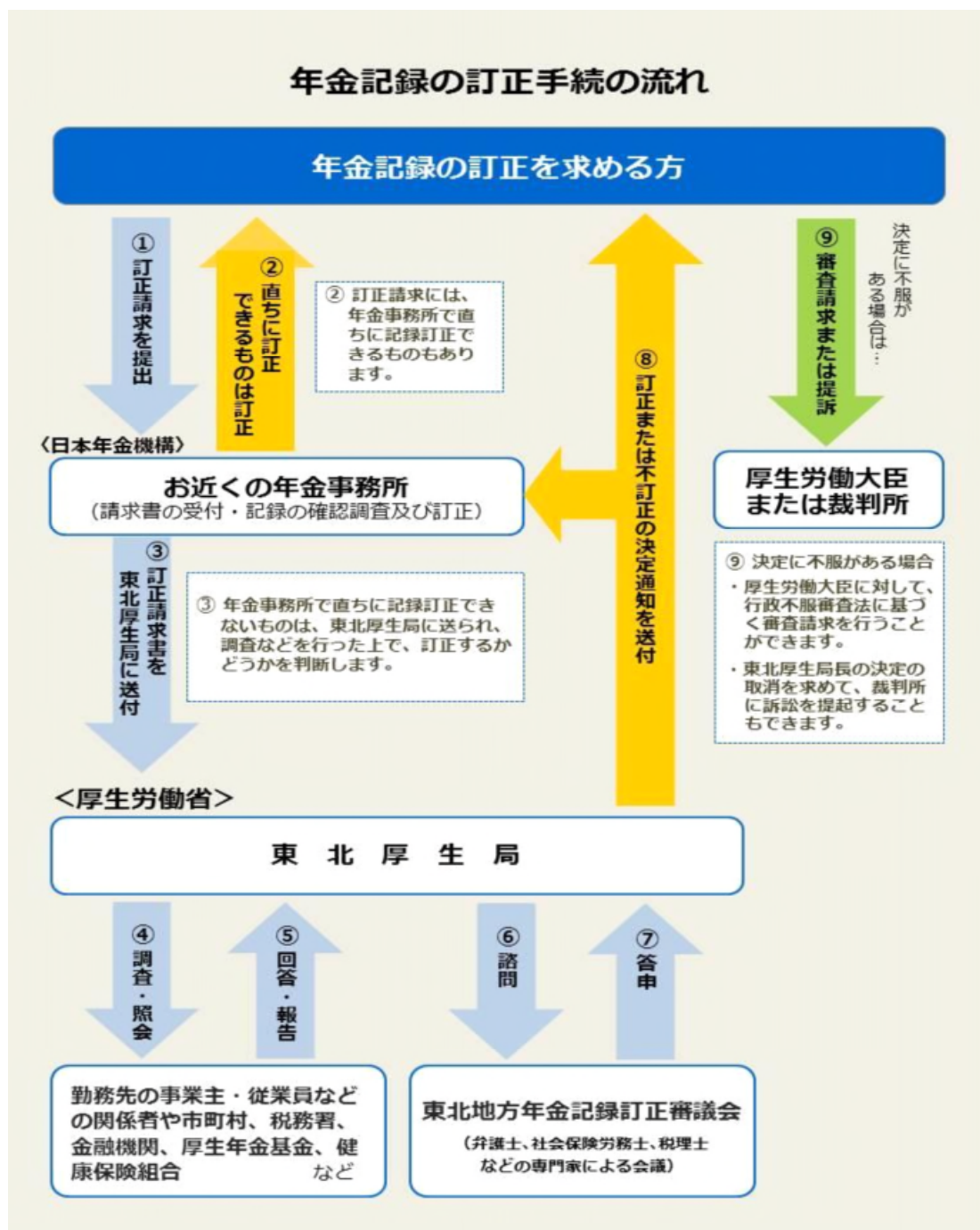


IV 年金審査課

年金審査課は、平成 26 年 6 月の法律改正により、年金記録の訂正請求に関する業務が、総務省（年金記録確認第三者委員会）から厚生労働省に移管されたことに伴い、平成 27 年 4 月に設置され、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する年金記録の訂正の請求・調査事務、東北地方年金記録訂正審議会の庶務に関する業務を行っています。

1 年金記録の訂正請求に関する業務

(1) 概要



(2) 根拠法令等

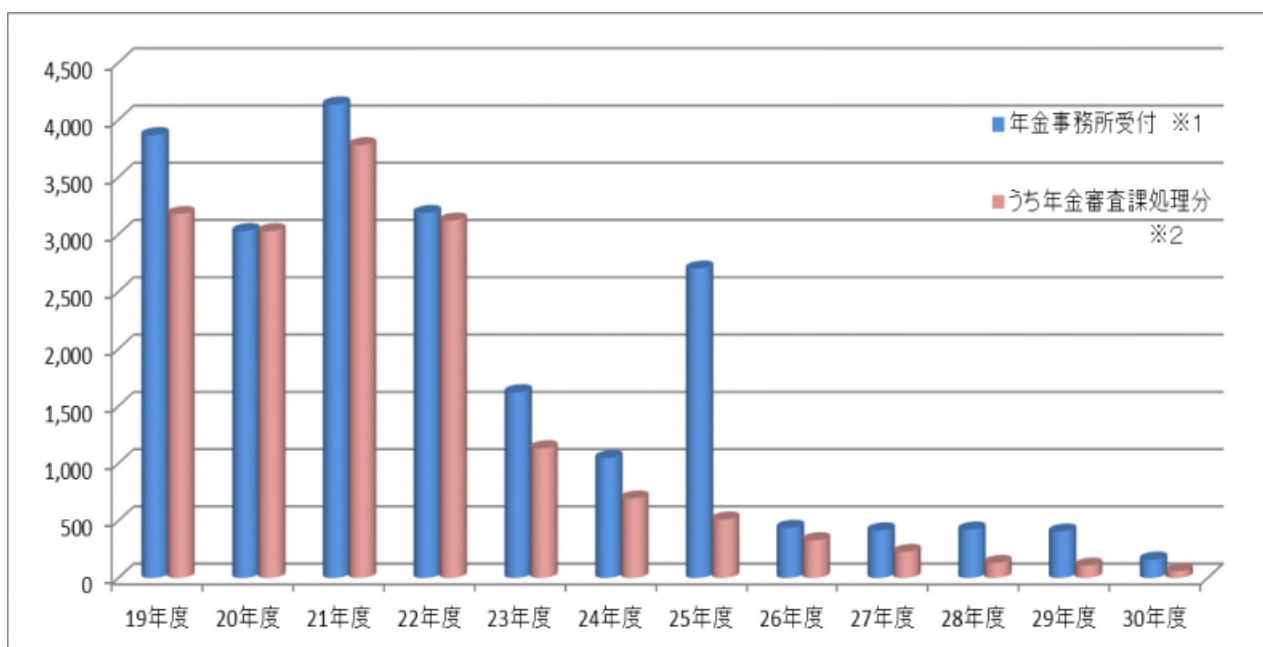
- ① 国民年金法第14条の2、第14条の3、第14条の4
- ② 厚生年金保険法第28条の2、第28条の3、第28条の4
- ③ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条
- ④ 国民年金法施行令第11条の12の2
- ⑤ 厚生年金保険法施行令第4条の4の2
- ⑥ 国民年金法施行規則第15条の2、第15条の3
- ⑦ 厚生年金保険法施行規則第11条の2、第11条の3
- ⑧ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則第1条、第1条の2

(3) 実績

年金記録訂正請求書の受付・処理状況

① 受付件数の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年金事務所受付 ※1	3,867	3,028	4,134	3,187	1,621	1,047	2,701	438	415	422	405	160
うち年金審査課処理分 ※2	3,178	3,028	3,779	3,120	1,133	694	510	329	227	131	108	58



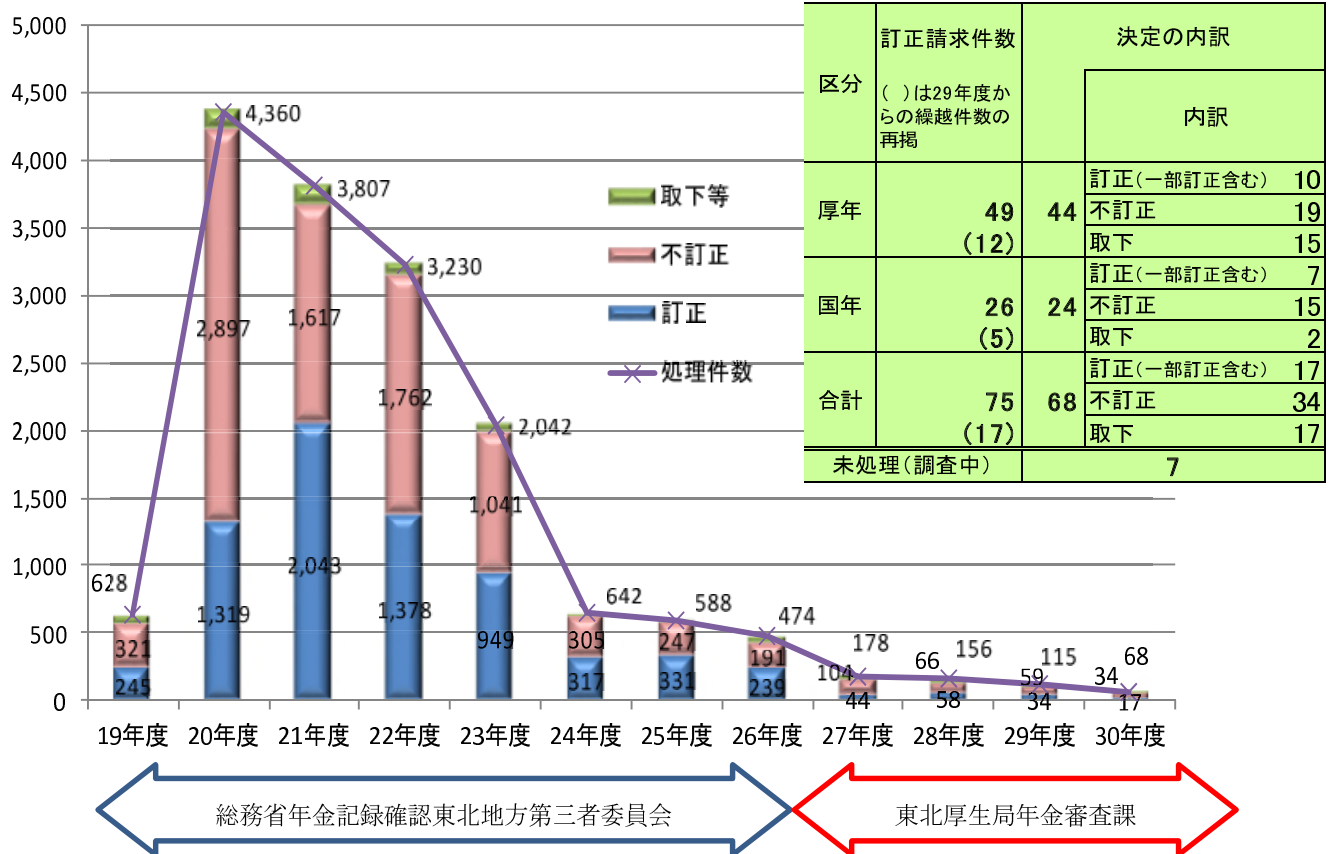
※1：平成19年度から平成21年度までは社会保険事務所での受付

※2：平成19年度から平成26年度までは総務省東北地方第三者委員会での処理

② 処理件数の推移

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訂正	245	1,319	2,043	1,378	949	317	331	239	44	58	34	17
不訂正	321	2,897	1,617	1,762	1,041	305	247	191	104	66	59	34
取下等	62	144	147	90	52	20	10	44	30	32	22	17
処理件数	628	4,360	3,807	3,230	2,042	642	588	474	178	156	115	68

○平成 30 年度処理状況



2 東北地方年金記録訂正審議会の庶務

(1) 概要

東北地方年金記録訂正審議会は厚生労働省組織令 153 条の 2 第 1 項に基づき東北厚生局に設置された機関です。審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と、個別の訂正請求事案の調査審議にあたる「部会」で行います。地方年金記録訂正審議会規則第 3 条に基づき任命された有識者の審議会委員が 3 つの部会を構成し、中立的な立場で年金記録の訂正の可否を審議しています。年金審査課は会議の運営に係る庶務を行っています。

(2) 実績

① 総会

東北地方年金記録訂正審議会の第4回総会を平成30年4月17日に開催し、以下の議題について審議を行いました。

議 題	1. 審議会委員数の削減について 2. 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について 3. 平成29年度年金記録訂正請求の状況について
------------	---

② 部会

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第2条に基づき招集された3つの部会で年金記録の訂正の可否を審議し、東北地方年金記録訂正審議会会長から東北厚生局長に答申されました。平成30年度の各部会の開催回数及び審議件数は、以下のとおりです。

部会開催回数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1部会	17	15	16	13
第2部会	15	15	13	15
第3部会	17	12	14	11
第4部会	9	10	12	
合 計	58	52	55	39

部会審議件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1部会	49	44	26	21
第2部会	38	33	20	16
第3部会	40	27	27	14
第4部会	21	20	20	
合 計	148	124	93	51